

千葉県教育委員会会議議事録

令和2年度第11回会議（定例会）

1 期 日 令和3年2月19日（金） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時43分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏
委員 井出 元
岡本 毅
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 吉野美砂子
企画管理部
企 画 管 理 部 長 藤谷 誠
企 画 管 理 部 次 長 長谷川 聡
教 育 総 務 課 長 浅尾 智康

教育振興部

教 育 振 興 部 長 中村 敏行
学 校 危 機 管 理 監 望月 賢二
教 育 振 興 部 次 長 萬谷 至康
生 涯 学 習 課 長 大森けい子
学 習 指 導 課 長 佐藤 晴光
教 職 員 課 長 酒井 昌史
教 育 振 興 部 副 参 事 富田 浩明
文 化 財 課 長 田中 文昭
体 育 課 長 伊藤 政利

企画管理部

教育政策課主幹兼教育広報室長 金井 一喜

教育振興部

学習指導課主幹兼義務教育指導室長 鶴岡 利明
同 主 幹 梅津 健志
同 指 導 主 事 渡邊 涼二
教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 増田武一郎
同 主 席 管 理 主 事 大矢 孝之
同 管 理 主 事 廣瀬 哲也
同 管 理 主 事 榎本 武人
同 管 理 主 事 渡邊 秀樹
同 管 理 主 事 山岡 哲也
文 化 財 課 副 課 長 高梨 俊夫
同 指 定 文 化 財 班 長 米谷 博
同 主 任 上 席 文 化 財 主 事 吉野 健一
体 育 課 指 導 主 事 兼 競 技 ス ポ ー ツ 班 長 岩 埜 直 史

事務局

企画管理部教育総務課	
主幹兼委員会室長	渡邊 尚久
同 副主幹	山口 聖剛
同 主査	齋藤 智史
同 副主査	稲田 敏志

4 教育長開会宣告

令和2年12月25日付けで再任した岡本委員から挨拶があった。

5 署名人の指名 岡本 毅 委員

6 令和2年度第10回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第71号議案から第76号議案の議案6件と第11号報告の報告議案1件、報告1から報告3の報告3件である。第72号議案から第76号議案及び第11号報告は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第71号議案 千葉県指定有形文化財の指定について

【文化財課長】

議案2ページを御覧いただきたい。今回指定しようとする文化財については、昨年11月24日に千葉県文化財保護審議会に諮問し、先月18日に指定すべきものとして答申を得た、新指定2件と追加指定1件の合計3件である。

議案資料1-3ページを御覧いただきたい。1件目は有形文化財（歴史資料）「明治二年奥州出征米国船ハーマン号勝浦沖遭難絵巻」である。明治2年に熊本藩が米国船ハーマン号を借り上げ、弘前藩の救援に向かう途中に勝浦沖で座礁した「ハーマン号事件」の顛末について、遭難者の体験をもとに作られた絵巻物であり、幕末明治維新期の動乱の中で起こった遭難事件の実態を伝える貴重な史料として重要である。

2件目は、有形文化財（考古資料）「西広貝塚出土骨角貝製装身具」である。西広貝塚は、縄文時代後・晩期の房総半島を代表する大規模貝塚であり、動物の骨や角、貝で作られたアクセサリーが約3,760点出土しており、これらは縄文時代を代表する資料である。これらのうち250点は、保存状況がよく資料全体の特徴をよく表すものとして特に重要である。

3件目の千葉県指定有形文化財（工芸品）「紫裾濃胴丸」は、江戸時代後期に佐倉藩主堀田正愛のために調べられた豪華な甲冑である。この甲冑には製作年代などを記した「折紙」「木箱」と、現在の所有者である麻賀多神社に伝わった過程を記した「由緒書」が伝わっている。これらを県指定有形文化財に追加指定し、名称を「紫裾濃胴丸附木箱1合、由緒書1通、折紙8通」に改める。

【井出教育長職務代理者】

「明治二年奥州出征米国船ハーマン号勝浦沖遭難絵巻」は、5m83cmの絵巻物であるとのことだが、議案資料の絵は最後の部分にあたるのか。

【文化財副課長】

この絵は、絵巻物の途中である。

【井出教育長職務代理人】

県立中央博物館で見ることができるのか。

【文化財課長】

そのとおりである。今後、県民に公開する機会を設ける予定である。

【澤川教育長】

第71号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理人・委員】

よい。

【澤川教育長】

第71号議案は、原案どおり可決する。

報告1 令和2年度「教員等の出退勤時刻実態調査結果（速報値）」について

【教職員課長】

報告資料1ページを御覧いただきたい。この調査は、千葉市立の学校及び市立高校を除く県内すべての公立の小・中・義務教育学校・高校・特別支援学校を対象として、平成30年度から6月と11月の出退勤時刻について調査を行っているものである。今年度の6月は、臨時休校明けの業務過多の状況を踏まえて実施しなかったため、今回は11月調査の速報値の公表となる。

2「調査結果の概要」を御覧いただきたい。「①月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の校種別割合」において、中学校、義務教育学校は6割以上の教諭等が45時間を超えている状況である。なお、教諭等における全校種の平均は44.4%となっている。「②月当たりの時間外在校等時間（校種別）」については、小学校、高等学校、特別支援学校においては45時間を下回っている状況であるが、中学校、義務教育学校においては45時間を上回っている。教諭等における全校種の平均については、「学校における働き方改革推進プラン」の目標である「45時間を超えないようにする」より58分多い状況であり、目標達成に向けて業務改善と意識改革がより進むように、更なる取組が必要であると考えている。

2ページ以降のデータ編には、詳細を載せている。3ページから、市町村立学校の職種別のデータを示している。今年度は昨年度の調査と異なり、在校等時間での調査を行った。(2)市町村立学校「①月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える者の割合」を御覧いただきたい。教諭等における市町村立学校全体の平均は51.8%であり、副校長・教頭については、どの校種においても高い割合を示している。「②月当たりの時間外在校等時間」において、教諭等については小学校、特別支援学校では45時間を下回ったが、中学校、義務教育学校については50時間を超えている。また、副校長・教頭についてはどの校種も60時間を超える実態であり、特に特別支援学校においては80時間を超える結果となった。「(参考)月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える者の割合」の結果では、昨年度と比較した場合、多くの校種職種において割合が減少している。しかし、中学校の教諭においては、80時間を超える教員が20%以上いることも明らかとなった。

5ページからは県立学校のデータである。「①の月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える者の割合」について、教諭等の平均は27.3%となっている。また、「②月当たりの時間外在校等時間」において、教諭等における県立学校全体の平均は37時間11分で45時間より7時間49分少ない状況である。しかし、①、②の結果から、市町村立学校と同様に県立中学校の時間外在校等時間が長い状況であることも明らかになった。加えて、副校長・教頭の時間外在校等時間も他の職種より多い状況である。6ページの「(参考2)月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える者の割合」の結果については、多くの校種職種において割合

が減少しているが、中学校の教諭においては80時間を超える教員が20%以上いる。7ページの「⑥月当たりの時間外在校時間」を御覧いただきたい。教諭等においては、県立中学校のみ45時間を超える状況である。しかし、副校長・教頭の時間外在校時間が他の職種よりも多い状況が分かり、副校長・教頭も含め、学校現場において業務改善の取組が必要であると考えている。なお、今回の調査結果について、昨年の調査と同様、12月に実施した「教職員の働き方改革に係る意識調査」の結果と在校等時間の関係性について分析し、公表する予定である。これらの調査結果等をもとに、引き続きこれまでの取組を検証し、働き方改革をより一層加速させていく。

【岡本委員】

教諭や副校長・教頭で時間外が増えている現状について、理由や対策があれば教えてほしい。

【教職員課長】

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響があり、感染拡大防止の業務や地域、外部機関との連絡調整、保護者対応等の業務があったことが要因の一つと答えた学校があった。また、副校長、教頭の業務は学校の施設管理、PTA対応などの様々な業務がある。状況を分析しながら働き方改革を推進していく必要性を感じている。

【澤川教育長】

特別支援学校では、教頭の仕事の慣習として、最後に学校の門を閉めなければ、教頭は帰れないと聞いた。これでは教頭の時間外在校等時間が増えるのは当然である。働き方そのものを見直さなければいつまでたっても現状に変化はない。分析も大事だが、手を付けられるところから改善に取り組んでほしい。そうしなければ、管理職のなり手が今後ますます減ってしまう。

中学校の教員がなぜ時間外在校等時間が長いのか。コロナ対応であれば、他の校種も同じである。何が要因と考えているか。

【教職員課長】

様々な要因が考えられるが、部活動も大きな要因の一つと考えている。中学校の場合部活動顧問が少ない中で多くの部活動を行っている状況である。複数顧問の配置が難しい学校もあると聞いている。この状況も高等学校と違う要因である。

【澤川教育長】

一般論として部活動が原因という説明は分かったが、時間外勤務の内訳として部活動が何時間なのかといった定量的な分析は行うのか。

【教職員課長】

12月に行った意識調査において、時間外勤務に行った部活動の時間について調査を行っている。また、体育課と連携し、体育課が行う調査を活用して部活動に係る業務負担を明らかにしていきたい。

【澤川教育長】

時間外勤務の原因を追究する必要がある。特定の校種や職種の時間外在校等時間が長いのであれば改善しなければならないし、そのきっかけとなるようなデータを調査の中でしっかり取れるように改善をお願いしたい。

【井出教育長職務代理者】

部活動ガイドラインは、きちんと運用されていると報告されている。ガイドラインが守られていれば、部活動に係る業務負担が減ると考えられるがどうか。

【教職員課長】

部活動ガイドラインに則った自校の活動方針等の策定は進んでいるが、在校等時間の短縮に

つながっていないのが現状である。

報告1は終了。

報告2 令和2年度「学校における働き方改革推進プラン」取組状況調査の結果（速報値）について

【教職員課長】

報告資料8ページを御覧いただきたい。報告2は8ページからの概要編と13ページからのデータ編からなっており、概要を中心に説明する。この調査は、令和2年3月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」に示した市町村教育委員会が取り組むべき24項目と県立学校が取り組むべき28項目、合計52項目の取組状況を、千葉市を除く県内の53市町村教育委員会及び全ての県立学校を対象に、11月1日現在、県教育委員会の定めた基準に達しているか否かについて回答を求めたものである。この調査については、本年度12月に実施した11月の勤務実態調査の結果とクロス集計することで、どのような取組が在校等時間の短縮に効果があるのかを分析するとともに、好事例を明らかにすることで働き方改革を加速させるために活用していく。

8ページの2「調査結果の概要」の(1)「市町村教育委員会の取組状況」を御覧いただきたい。表内の網掛けで示した取組内容は達成率が70%未満の取組である。達成率が高いと考えられる80%以上の取組は13項目であり、達成率が低いと考えられる70%未満の取組は6項目、令和2年度の目標を達成した取組はアスタリスクを付けた8項目である。

9ページ(2)を御覧いただきたい。全日制高等学校と特別支援学校の取組状況を比較したものである。学校種により取組状況に大きな差が見られ、今年度の目標を達成した取組は、全日制高等学校で18項目、特別支援学校で20項目であった。部活動の負担軽減が進んでいないことが影響しているとともに、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、部活動の大会や発表会が土日の連続した日程となり、開催場所や回数を例年より多く確保する必要が生じた、といった理由が報告された。また、学校現場と同様に感染拡大防止のための消毒や環境整備等も加わり、従事する時間、回数が増加したといった声もあった。特別支援学校においては、取組21の「留守番電話等の整備について」は、昨年に比べ11ポイント以上も改善されている。

10ページ(3)を御覧いただきたい。県立中学校、高等学校、特別支援学校をまとめた取組状況一覧である。表内の網掛けで示した部分は達成率が70%未満の取組である。達成率が高いと考えられる80%以上の取組は25項目であり、達成率が低いと考えられる70%未満の取組は3項目であった。

11ページの(4)「教員等の出退勤時刻実態調査（令和2年11月調査）」の結果との関連分析を御覧いただきたい。これは、今回調査結果の「プラン」の取組状況と、11月の「教員等の出退勤時刻実態調査」の結果との関連を分析したものである。市町村教育委員会については、取組の有無により「正規の勤務時間を除く在校等時間が45時間を超える教諭等の割合」に大きな差が見られた項目は、取組2の「全庁的な推進体制の構築」などである。その下に示した、全日制の高等学校では、取組23の「適正な勤務時間設定の取組のPTAへの説明」、取組20の「家族記念日などにおける年次休暇の奨励」、取組13の「土曜日と日曜日の連続従事無し（全教職員）」などである。特別支援学校については、1か月当たりの時間外在校時間が45時間を超えて在校する割合に5ポイント以上の差が見られた項目は、取組22の「外部人材の積極的活用」、取組6の「委員会等の合同・統一化」の2項目である。

12ページ(5)「正規の勤務時間を45時間を超えて在校する教職員数が昨年度より増減した要因例」を御覧いただきたい。昨年同時期の調査と比較して、「正規の勤務時間を除く在校等時間が45時間を超える教諭等」の増減について教育委員会や県立学校が分析した要因例を取りまとめたものである。市町村教育委員会及び県立学校から報告があった要因例は記載のとおりである。

詳細は【データ編】30ページ以降に「働き方改革の取組のうち総労働時間の短縮につな

った好事例」を掲載したので御確認いただきたい。引き続き、「プラン」の目標達成に向けて「プラン」に示した52項目の取組の徹底を図るとともに、これらの調査結果から分かった課題だけでなく、総労働時間の短縮につながった好事例を周知するなど、学校における働き方改革を着実に進めていく。

【花岡委員】

特別支援学校の副校長先生の勤務時間が長くなっている理由として、スクールバスの送迎対応があると聞いたが、これは慣習なのか決まりなのか。

【教職員課長】

特別支援学校では、スクールバスの出発時と帰着時に副校長、教頭が送迎に出ている。決まりではなく、慣例として行っていると思う。

【澤川教育長】

教頭先生がしっかり責任を持ってやっていることだが、教頭先生でなければならないという事ではないので、そこの辺りを変えていくということを積極的に伝え取り組んでいかなければ、働き方改革につながっていかないだろう。

【井出教育長職務代理者】

取組の進まない理由の中の「現実的に難しい」という意見は、現場との考えにギャップがあって現場に無理が生じているのではないかと。様々な事例が上がってきているが、どういう形で現場にフィードバックしているのか。

【教職員課長】

学校の状況は地域や子供たちの状況によって様々であり、学校現場の声には耳を傾けていきながら、好事例や他の学校での取組等を紹介しながら進めていく。また、なぜできないのかというところを検証しながら、目的や今後のプランの見直しについて進めていく。この資料については現場に伝えている。また様々な会議等で現場に伝えていく。

【花岡委員】

部活動のガイドラインは100%運用されているが、現場に無理が生じ、少しひずみが出ているのではないかと考える。ガイドラインが取り入れられていて、運用されているが、実際の活動は長くなってしまふ。報告資料では中学校は減っているが高校は増えている。高等学校では競技性が高まってくると、「どうしてもやらなければいけない」「やりたい」など、本当はもっと活動したいが我慢しているといったような現場の声は上がってないのか。「活動していないことにする」ことが、今後出てくるのではないかと、ガイドラインを出す時から懸念されていたので、今後も丁寧に見ていただければと思う。

【教職員課長】

今年度は「新型コロナウイルスの影響で、授業時数確保の為に、開催が集中し、平日の開催が土日の開催になった」といったデータが得られた。今後、体育課や関係課と確認をしながら進めていきたい。

【澤川教育長】

先ほど井出委員からもあったが、各学校からのコメントがかなり貴重で、それが現場の実態であり、生の声であり、今後の取組の鍵となる情報がこの中に多く含まれていると思う。今日の報告で終わりではなく、場合によってはこの中に問題点が含まれている可能性もあるので、しっかりと次の解決につなげていただきたい。良いと思われることについては、教職員課でしっかり分析をして、分かりやすく現場に伝えていくことが必要である。100%、90%台になっている項目については、目標そのものを見直したり、さらに深堀をしていくことも重要であると思う。今後もこの調査を現場との対話のツールにしていくとともに、この取組をしっか

りと継続していただきたい。

報告2は終了。

報告3 第76回国民体育大会冬季大会千葉県選手団の成績について

【体育課長】

報告資料34ページを御覧いただきたい。第76回国民体育大会冬季大会は、スケート競技会が岐阜県恵那市、愛知県名古屋市、アイスホッケー競技が愛知県豊橋市、長久手市でそれぞれ開催された。本県からは、スケート競技会28名、アイスホッケー競技会29名、のべ57名の選手団を派遣した。競技結果は、スケート競技において、スピードスケート成年男子が2000mリレーで第3位入賞、フィギュアスケート少年女子が第3位入賞、アイスホッケー競技で成年男子が第3位入賞を果たした。特に、アイスホッケー競技の成年男子3位入賞は県勢初の快挙である。なお、スキー競技は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

冬季大会総合成績は、男女総合成績である天皇杯得点で74点を獲得し第15位、女子総合成績である皇后杯得点で28点を獲得し第15位であった。参考として、過去3大会の本県の成績を掲載した。今回の冬季選手団の健闘を皮切りに、三重県で開催される本大会「三重とこわか国体」での上位入賞を目指し、競技力の向上に努めていく。

報告3は終了。

教育長報告 「公正かつ適切で明朗な教科書採択を求める請願」への対応について

【澤川教育長】

「公正かつ適切で明朗な教科書採択を求める請願」への対応について説明する。教育委員の皆様には、事前にお目通しいただいているところである。本請願の趣旨は、県立中学校教科書採択の在り方が正しく公正であることを求めるものである。教科書採択については県民の関心が高く、県教育委員会として、法令に則り公正かつ適正な採択が行われるよう進めてきたところである。本請願は、「1. 教科書採択に係る非公開の選定審議会・専門調査員会Ⅱ・事務局会議等、全ての会議を公開すること。」「2. 教科書採択に係る会議は逐語録として詳細に記述すること。」「3. 教科書採択にあたっては、いかなる外的圧力や政治介入についても与することなく公正に遂行すること。」「4. 『育鵬社』版の歴史・公民教科書の採択を撤回すること。」「5. 教科書の採択は全教科一括ではなく、各教科毎に採決すること。」「6. 教育庁事務局の教科書推薦はやめること」、の6点が求められている。

1点目については、令和2年度第1回教育委員会会議において、「教科書採択に関する会議の進め方について」議決していること、4点目については、令和3年度使用千葉県立中学校教科書の採択について、8月19日の第5回教育委員会会議において、国の教科書検定に合格した教科書の中から採択権者の判断と責任において公開で議決していることから、「公の場で既に立場や姿勢を示している」ため付議しないこととした。

2点目について、教科書採択に係る議事録の作成や資料等の公開については、法令や国からの通知に基づき行っており、選定審議会の議事録は選定審議委員の承認を得て作成していること、5点目について、教育委員会会議における教科書採択に係る議案は、各学校1種目ごとに説明を行ったうえで、意見をいただき採択をしていること、6点目については、法律により「都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて」、「行なう」とされていることから、事務局として教科用図書選定審議会の意見をきいた上で、学校ごと、種目ごとに1種の教科書を議案として提出している。これらは、いずれも事務手続きの一つであり、「教育委員会の方向性を導くような内容でない」ため付議しないこととした。

3点目については、県教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行っていることから、

「既に取り組んでいる」ため付議しないこととした。

以上のおおりに本請願の取扱いについて検討した結果、請願の可否として、お諮りしないこととした。

教育長報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

第72号議案 学校職員の懲戒処分について

第73号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第74号議案 学校職員の懲戒処分について

第75号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第76号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第11号報告 学校職員の懲戒処分について

教職員課長が説明を行った。

9 教育長閉会宣告